

防災の定

◆水害のとき

- 1 台風の接近や大雨の時
 - ① 防災無線の音量を最大にする。
 - ② テレビ、ラジオなどで最新の情報を得る。
- 2 心の緊急スイッチを入れる。
 - ① 水害危険地帯を自覚する。(歴史・霞堤・台風の巨大化・頻発する豪雨)
 - ② 安全の思い込みをなくす。
 - ③ 区や市などの指示に従う。
- 3 避難準備情報の発令や常安橋水位が1.50mに達した時
 - ① 水害弱者は、一次避難場所への避難準備を始める。
(一人暮らし、自動車なし、不自由な体の人など)
- 4 常安橋水位が2.35mに達した時
 - ① 水害弱者は、一次避難場所へ避難する。
*区は会議所に、自主防災組織本部を立ち上げ、一次避難場所を開設する。
- 5 避難勧告の発令や常安橋水位が2.85mに達した時
 - ① 二次避難場所(公民館)へ全戸避難を徹底する。
- 6 避難時の注意
 - ① 事前に独自判断で避難する時は、必ず組長に避難先を告げる。
 - ② 隣近所で声をかけ合い助け合う。

◆地震のとき

- 1 自己防衛
 - ① 机の下にもぐり、頭を守る。
 - ② 火を消す。(ガス・ストーブ・電気コンセント)
 - ③ ドアや窓を開け、出口をつくる。
- 2 安全確保
 - ① 室内でも靴をはく。
 - ② 元栓を切る。(ブレーカー・ガス)
- 3 避難
 - ① 各組の集合場所へ移動する。(非常持出袋)

◆火事を見つけたとき

- ① 大声でまわりに知らせる。
- 右のとおり定める。

平成二十六年三月



(国土情報ウェブマッピングシステム提供：昭和50年度)

霞堤：増水時の堤防の決壊を防ぐため、外堤防、内堤防とも切れ目があり、そこから在り所側へ水を逃がす構造をした堤防のこと。

十八川区